める前年度分法人事業税過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和元年改正前の省令附則第十四条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　略］

（地方特例交付金の基準額の算定方法）

第十四条の八　地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第一項に規定する地方特例交付金（以下「地方特例交付金」という。）の額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$\{(141{,}300\text{円}\times\alpha)\times A+B-C-D-E\}\times 0.985-F+G$$

141,300 円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(141,300 円×α)×A及び｛(141,300 円×α)×A+B−C−D−E｝× 0.985 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A	第31条第3項第1号の算式の符号Aに同じ。
B	第31条第3項第1号の算式の符号Bに同じ。
C	第31条第3項第1号の算式の符号Cに同じ。
D	第31条第3項第1号の算式の符号Dに同じ。
E	第31条第3項第1号の算式の符号Eに同じ。
F	第31条第3項第1号の算式の符号Fに同じ。
G	第31条第3項第1号の算式の符号Gに同じ。
α	第31条第3項第1号の算式の符号αに同じ。

2　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$[\{(141{,}300\text{円}\times\alpha)\times A\}\times\beta+B\times\beta-C-D\times\beta-E\times\beta]\times 0.985-F\times\beta+G$$

141,300 円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(141,300 円×α)×A、｛(141,300 円×α)×A｝×β、B×β、D×β、E×β及び［｛(141,300 円×α)×A｝×β+B−C−D×β−E×β］× 0.985 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

定める前年度分法人事業税過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　平成三十年改正前の省令附則第十四条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　同上］

（地方特例交付金の基準額の算定方法）

第十四条の八　地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条に規定する地方特例交付金（以下「地方特例交付金」という。）の額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$\{(129{,}000\text{円}\times\alpha)\times A\}\times\beta+B-C-D\times\beta-E\times\beta]\times 0.984-F+G-H$$

129,000 円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(129,000 円×α)×A、｛(129,000 円×α)×A｝×β、D×β、E×β及び［｛(129,000 円×α)×A｝×β+B−C−D×β−E×β］× 0.984 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A	第31条第3項第1号の算式の符号Aに同じ。
B	第31条第3項第1号の算式の符号Bに同じ。
C	第31条第3項第1号の算式の符号Cに同じ。
D	第31条第3項第1号の算式の符号Dに同じ。
E	第31条第3項第1号の算式の符号Eに同じ。
F	第31条第3項第1号の算式の符号Fに同じ。
G	第31条第3項第1号の算式の符号Gに同じ。
H	第31条第3項第1号の算式の符号Hに同じ。
α	第31条第3項第1号の算式の符号αに同じ。
β	第31条第3項第1号の算式の符号βに同じ。

2　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$\{(129{,}000\text{円}\times\alpha)\times A+B\times\beta-C-D-E\}\times 0.984-F\times\beta+G$$

129,000 円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(129,000 円×α)×A、B×β、F×β及び｛(129,000 円×α)×A+B×β−C−D−E｝× 0.984 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号